

中野区社会福祉協議会刊行物等に係る広告の掲載等に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、中野区社会福祉協議会が発行する刊行物及び作成する封筒（以下「刊行物等」という。）への広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載することができる刊行物等)

第2条 広告は、刊行物等の発行又は使用の目的に支障を及ぼさない範囲において、次の各号に掲げるものに掲載することができる。

- (1) 中野区社会福祉協議会が発行する各種広報紙
- (2) 定形及び定形外封筒
- (3) その他、広告を掲載することが適当と認められるもの

(広告の制限)

第3条 掲載する広告は、区民生活に関連したもので、次のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 刊行物等の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業に係るもの
- (3) 政治活動、宗教活動に係るもの
- (4) 意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (5) 公の秩序に反するもの
- (6) その他、掲載する広告として適当でないと認められるもの

(広告の掲載位置)

第4条 掲載する広告の位置は、当会が別途定める範囲内とする。

(広告原稿の依頼・承諾)

第5条 広告原稿の依頼・承諾については、別紙広告掲載趣意書及び広告掲載申込書により行う。

(広告の規格及び掲載料の決定)

第6条 広告の規格及び掲載料は、当会が別途定める基準により決定する。

(広告掲載者の責任等)

第7条 広告の内容に関しては、広告掲載者が責任を負うものとする。

(補則)

第8条 この基準に定めるもののほか、刊行物等への広告掲載について必要な事項は、事務局長が定める。

附則

この基準は、2005年6月1日から施行する。